

佐賀県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第47号

佐賀県表彰規則の一部を改正する規則

佐賀県表彰規則（昭和24年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>第1条</u> 知事は、次の各号に該当する者について、他に特別の定めがあるものを除き、この規則の定めるところにより表彰する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 知事は、前項に該当する<u>者</u>のうち、その功績が特に顕著であると認められる<u>者</u>を特別に表彰することができる。</p> <p><u>第2条</u> 略</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、他に特別の定めがある場合を除き、知事が行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(表彰)</u></p> <p><u>第2条</u> 知事は、<u>次に掲げるものについて</u>表彰する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 知事は、前項に該当する<u>もの</u>のうち、その功績が特に顕著であると認められる<u>もの</u>を特別に表彰することができる。</p> <p><u>(欠格事由)</u></p> <p><u>第3条</u> 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられた者で、その判決が確定した後、知事が定める期間を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められるもの</u></p> <p><u>(表彰の時期)</u></p> <p><u>第4条</u> 略</p>

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 市町長並びに佐賀県議会議長、教育長及び警察本部長（以下「市町長等」という。）は、<u>第1条第1項</u>の規定による表彰に値すると認められるものがあるときは、被表彰候補者として知事に<u>具申</u>することができる。</p> <p>2 市町長等は、前項の規定により<u>具申</u>する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>具申書</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>第4条</b> 略</p>	<p><u>(推薦)</u></p> <p><b>第5条</b> 市町長並びに佐賀県議会議長、教育長及び警察本部長（以下「市町長等」という。）は、<u>第2条第1項</u>の規定による表彰に値すると認められるものがあるときは、被表彰候補者として知事に<u>推薦</u>することができる。</p> <p>2 市町長等は、前項の規定により<u>推薦</u>する場合は、被表彰候補者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(表彰の方法)</u></p> <p><b>第6条</b> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。